

土浦市監査委員告示第17号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年6月27日付け土浦市監査委員告示第11号で公表した令和5年度財政援助団体等に対する監査結果報告書に基づき、土浦市教育長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和6年9月27日

土浦市監査委員 市 原 和 弘

土浦市監査委員 寺 内 充

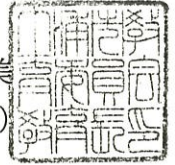




土教委発第1187号
令和 6年 9 月 24 日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 寺内 充 殿

土浦市教育長 入野 浩美
(担当課:スポーツ振興課)



令和5年度実施の財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について(通知)

監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

監査の結果(指摘事項)	本件補助金では、970万円を概算払いし、140万円の返還を受けているが、補助対象経費と認められる支出が826万1,885円しかなかったにもかかわらず、補助金交付決定額が830万円とされており、その差額である3万8,115円が返還されていなかった。 仮に翌年度当初に事業の実施予定があり、その経費に充当するために残したいとしても、地方自治法第208条第1項で「普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。」とされていることから、会計年度をまたいで支出することはできない。 したがって、当該経費については、翌年度の補助金で支出すべきものであるため、概算払いした額から令和4年度に実施した事業に係る補助対象経費の総額を差し引いた額の返還を受けるべきである。
講じた措置の内容	補助対象経費と補助金交付決定額の差額 38,115 円については、補助金交付決定の一部取消し、返還命令を行い、令和 5 年 7 月 31 日に返納されました。



監査の結果(指摘事項)	本件補助金では、補助対象事業が土浦市スポーツ協会事業で、補助対象経費が事業費とされているが、市スポーツ協会が行う事業及び団体の運営に係る経費のいずれが補助の対象となるのか明確でなく、補助対象となるものとならないものの別や補助対象経費の補助率も明確でない。 補助対象経費は、本件補助金のように土浦市スポーツ協会事業に係る事業費と大まかに定めるのではなく、例えば、〇〇スポーツ大会開催事業に係る報償費、役務費、備品購入費等の経費名で定めておかないと、補助対象経費の範囲が明確にならず、一般的には補助対象経費とならないとされる慶弔費、交際費等の支出がある場合に補助金を充当できるのか、市も市スポーツ協会も迷いが生じることが想定される。 また、補助金は、財政的援助であるため、まず、補助事業者である市スポーツ協会が補助事業に係る収入等をその経費に充て、それでも不足する額を補助金で補うのが原則であり、補助率や上限額を定めておかないと、補助事業者の自主財源と補助金の割合が明確にならず、必要十分な補助金の支出であることを納税者である市民に説明し難いため、スポーツ振興要項に補助対象経費(経費名のわかるもの)、補助率等を定めておく必要がある。
講じた措置の内容	指摘事項に対応するため、土浦市スポーツ振興事業補助金交付要項を改正しました。(令和6年3月29日教育委員会告示第2号。令和6年4月1日施行) 補助対象経費の詳細及び補助金の上限額について、要項の別表で決めました。

土浦市スポーツ振興事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この告示は、スポーツの振興を図るため、本市においてスポーツの振興に関する事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、土浦市補助金交付規則（平成13年土浦市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる者（別表において「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（第13条第1項及び別表において「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、土浦市スポーツ振興事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて教育長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 事業収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第4条 教育長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、土浦市スポーツ振興事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の内容変更等)

第5条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容若しくは補助事業に要する経費の配分の変更（補助事業に要する経費の30パーセント以内の額の変更を除く。）をしようとするとき、又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、土浦市スポーツ振興事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により教育長に申請しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認又は不承認を決定したときは、土浦市スポーツ振興事業変更（中止・

廃止)承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第6条 教育長は、必要に応じて、土浦市スポーツ振興事業遂行状況報告書(様式第5号)により、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

(補助金の概算払)

第7条 教育長は、補助事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の範囲内で概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする理由を記載した土浦市スポーツ振興事業補助金概算払請求書(様式第6号)を教育長に提出するものとする。

(補助金の追加交付)

第8条 教育長は、第4条の規定による補助金の交付決定後に生じた事情の変更により特に必要があると認めるときは、補助金の追加交付をすることができる。

2 補助事業者は、前項の補助金の追加交付を受けようとするときは、あらかじめ教育長と協議しなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定による協議が調ったときは、補助金の追加交付を必要とする理由を記載した土浦市スポーツ振興事業補助金追加交付申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて教育長に申請するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 事業収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

4 教育長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の追加交付を決定したときは、土浦市スポーツ振興事業補助金追加交付決定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

5 第5条から前条までの規定は、補助金の追加交付について準用する。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、土浦市スポーツ振興事業補助金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて教育長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類
(補助金の額の確定等)

第10条 教育長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、土浦市スポーツ振興事業補助金額確定通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

- 2 第7条第1項の概算払を受けた補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、土浦市スポーツ振興事業補助金概算払精算書(様式第11号)により速やかに補助金の精算をしなければならない。

(補助金の交付の請求)

第11条 前条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、当該通知を受けた日から起算して14日を経過する日までに、土浦市スポーツ振興事業補助金交付請求書(様式第12号)により教育長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 教育長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

(関係書類の保存)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による仕入に係る消費税額として控除することができる部分の額及び当該額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。)が確定したときは、土浦市スポーツ振興事業補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書(様式第13号)により速やかに教育長に報告しなければならない。

- 2 教育長は、前項の規定による報告があったときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、

教育長が別に定める。

付 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助金の額
土浦市スポーツ協会の運営	土浦市スポーツ協会	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金補助及び交付金その他教育長が必要と認める経費	1,060万円以内
土浦市スポーツ推進委員協議会の運営	土浦市スポーツ推進委員協議会		22万6,000円以内
かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソン事業	かすみがうらマラソン大会実行委員会		1,500万円以内
土浦市スポーツ少年団の運営	土浦市スポーツ少年団		45万円以内
その他スポーツの振興に関する事業	教育長が必要と認める団体		当該年度の予算額の範囲内で教育長が必要と認める額